

## 第3章

### 各論

- 035 第1節 情報の収集・伝達体制の確立
- 037 第2節 初期消火体制の確立
- 039 第3節 災害時医療機関情報の把握と救護体制の確立
- 041 第4節 避難所における管理運営体制の確立
- 043 第5節 避難行動要支援者の把握など
- 045 第6節 災害ボランティアの体制整備
- 047 第7節 帰宅困難者の避難対策
- 049 第8節 津波等発生時の避難対策

## 第1節 情報の収集・伝達体制の確立

～災害時、確実な通信の確保～

### 【計画の目的】

災害時、正確な情報に基づいた災害対応を迅速に行うため、関係機関及び自主防災組織との情報収集・伝達手段の確保及び円滑な運用を行うことを目的とする。

### 【達成目標】

災害時にも情報の伝達が円滑に行われるよう、通信手段の確保や定期的な訓練実施及び代替連絡手段を確保する。

## 区役所の役割

### ① 災害時の通信手段の確保

平常時の通信手段に加え、災害時（停電及び通信回線の遮断時）においても区災害対策本部にて通信手段を確保し、関係機関との連絡調整や避難の呼びかけなどを実施する。

災害時通信手段	
防災情報システム	停電時においても、発電機や蓄電池により電源を供給し、関係機関との通信手段を確保するよう努める。
移動系無線	
一般固定電話	
災害時優先電話	
固定系防災無線	
防災無線 FAX	
同報系無線（発信のみ）	
SNS（ツイッターなど）やインターネット	

## ② 通信訓練の実施

災害時に円滑に通信機器が操作できるよう、定期的な通信訓練を実施する。

## ③ 通信手段の拡充

多様な通信手段を確保するため、最新の知見や技術の収集に努める。

# 区民の役割

## ① 災害時の通信手段の確保

正確な情報を入手するため、家庭や自主防災組織にラジオなどを配備する。

防災情報メール（おおさか防災ネット）に登録する。

自主防災組織ごとに移動系無線を設置し、区災害対策本部と情報交換を行える体制を確立する。

避難所などでの掲示板の設置など、区災害対策本部などからの情報を、住民などに伝える体制を確立する。

家族や建物、近隣の被災情報を自主防災組織に的確に伝える体制を確立する。

## ② 通信訓練の実施

災害時に移動系無線を円滑に操作できるよう、定期的に区と通信訓練を実施する。

掲示板や用紙、筆記用具などを自主防災組織で常備し、定期的に情報収集・伝達訓練を実施する。

# 事業者の役割

## ① 災害時の情報収集・伝達体制の確立

災害時の情報収集・伝達方法を定め、事業所内で共有する。

## ② 情報収集・伝達訓練の実施

災害時の情報収集・伝達方法について、定期的な訓練を行い、適時、検証し見直しを行う。

## ③ 情報伝達手段の提供など

北区防災パートナー登録制度を検討し、情報関連機器・資材の提供や情報収集・伝達要員の派遣など、可能な範囲での協力を努める。

## 第2節 初期消火体制の確立

～災害の未然防止、被害軽減～

### 【計画の目的】

火災などの拡大を防ぎ、区民の生命及び住家被害を最小限に留めることを目的とする。

### 【達成目標】

地域において火災発生時に迅速に行動できるよう、自主防災組織の強化及び定期的な訓練を実施する。

### 区役所の役割

#### ① 自主防災組織（地域防災リーダー）の募集

自主防災組織に加入していただくため、防災学習会などで働きかけを行う。

#### ② 自主防災組織の備品調達

自主防災組織に必要な衣服などの必要備品を調達する。

#### ③ 訓練支援・開催

自主防災組織が行う訓練を北消防署とともに支援する。

可搬式ポンプ操作訓練や救急救命講習を定期的に開催する。

#### ④ 啓発活動の実施

初期消火の必要性などについて、防災学習会などで地域住民などへ周知する。

### 区民の役割

#### ① 自主防災組織の構築・強化

自主防災組織を構築するとともに、組織の強化のため、事業所・NPO・専修学校

などに防災活動への参加を呼びかける。

② 防災訓練・防災講習会などの開催・参加

防災訓練・防災講習会などを定期的に開催し、参加を呼びかける。

③ 防火、防災対策の実施

家庭内や地域での消火器や火災報知機の設置、防災素材の使用、可燃物の厳格な取り扱いを行う。

④ 日々の防火の取り組み

地域の消火器の設置場所や消防水利の確認を行う。

近隣の協力により、路上障害物を解消し避難路を確保する。

## 事業者の役割

① 消火・救助体制の構築・強化

事業所の防火体制を構築し、体制の強化に努める。

② 防災訓練・防災講習会などの開催

防災訓練・防災講習会などを定期的に開催する。

③ 地域の防災活動への参加

自主防災組織などによる防災訓練や防災講習会などへの参加に努める。

④ 防火、防災対策の実施

事業所内での消火器や火災報知機の設置、防災素材の使用、可燃物の厳格な取り扱いを行う。

⑤ 施設、設備などについて、災害に対する安全性を確保

施設の耐震性や耐火性等の確保及び既存施設の耐震診断や耐震補強に努める。

⑥ 消火・救出用資機材の提供など

北区防災パートナー登録制度を検討し、消火・救出用資機材の提供など、可能な範囲での協力を努める。

## 第3節 災害時医療機関情報の把握と救護体制の確立

～助かる命を救える体制づくり～

### 【計画の目的】

災害時、区民の生命を守るため、負傷者などに対して速やかに医療行為を受けることができる体制の確立を目的とする。

### 【達成目標】

北区と医師会などが連携し、救護所の開設・医師の派遣・医薬品の調達訓練を定期的実施する。

### 区役所の役割

#### ① 情報収集体制の確立

地域からの情報を基に負傷者数・負傷程度・必要な医薬品の数、種類を把握できる体制を確立する。

#### ② 医師派遣体制の確立

北区医師会及び大淀医師会と連携し避難所などへの医師派遣体制を確立する。

#### ③ 医療機関の受け入れ可能状況の確認体制の確立

### 区民の役割

#### ① 安全な場所で生活

家具の転倒や落下などの危険性の少ない、安全な場所で寝起きする。

#### ② 常用薬などの所持

非常用持ち出し品に常用薬を加える。常用薬の種類やかかりつけの病院などがある場合はメモにして身につけておくなどの対策をとる。

### ③ 安否確認と救助体制の確立

近隣やマンション内で安否確認方法や救助体制などについて取り決めておく。

### ④ 負傷者の応急手当

防災訓練や講習会などへの参加を通じ、負傷者の応急手当などのノウハウを身につけておく。

### ⑤ 地域の特性に応じた医薬品の備蓄

高齢者の割合など、地域の特性に応じて必要な医薬品などを備蓄する。

### ⑥ 医療機関などとの連絡体制の確立

負傷者の状況に応じ、適切な医療や救護が受けられるよう、医療機関などの連絡先を確認しておく。

## 事業者の役割

### ① 安否確認・救護体制の確立と訓練の実施

災害時の安否確認・救護が迅速に行われる体制を確立し、定期的な訓練などを実施する。

### ② 医薬品などの提供など

北区防災パートナー登録制度を検討し、医薬品・医療関連資機材の提供や医療・看護・介護要員の派遣など、可能な範囲での協力を努める。

## 第4節 避難所における管理運営体制の確立

～地域住民による自主運営～

### 【計画の目的】

災害時、地域が主体となり避難所運営組織を構築し、組織の各部門が確実に機能した管理運営体制の確立を目的とする。

### 【達成目標】

避難所の開設・運営を地域が主体的に行えるよう、北区と連携して避難所の開設・運営訓練などのマニュアル作成、避難行動要支援者や女性などに配慮した避難所開設・運営訓練などを定期的に行う。

### 区役所の役割

- ① 地域の防災組織などと連携した避難所開設・運営訓練などの支援  
自主防災組織などによる、図上訓練や避難所開設・運営訓練、防災マップづくりなどを支援する。
- ② 避難所開設・運営訓練などマニュアル作成の支援  
自主防災組織などによる、避難所開設・運営マニュアル、避難所秩序の維持に向けた避難所ルールなどの作成を支援する。
- ③ 避難所の設備・備蓄などの整備  
避難所の設備などの確保、備蓄物資などの整備と管理を行う。
- ④ 避難所などの周知  
防災マップの配布、表示板の設置などによる、災害別の避難経路、避難所などの周知を行う。
- ⑤ 職員の役割の明確化と派遣  
避難所における職員の役割の明確化と緊急度に応じた職員派遣を行う。



## 区民の役割

- ① 避難経路・避難場所の確認  
災害の種類や自身や家族の体力などに応じた、避難経路・避難場所を確認する。
- ② 避難・滞留生活への備え  
非常持ち出し品の用意や家族の7日分以上の食料・水などを備蓄する。
- ③ 地域の実情に応じた適切なマニュアル作成  
要配慮者にも配慮した避難所の運営を確保するため、避難所開設・運営マニュアルづくりや避難所秩序の維持に向けたルールづくりを行う。
- ④ 避難所開設訓練や運営訓練の実施  
自主防災組織を中心とする避難所運営組織の編成による、避難所開設訓練や運営訓練の実施と検証を行う。
- ⑤ 避難所運営組織への参加  
避難者として受け身になるのではなく、できる範囲で避難所運営に協力する。

## 事業者の役割

- ① 避難・滞留体制の確立と訓練の実施  
災害時の避難・滞留が円滑に行われる体制の確立と備蓄を行うとともに、定期的な訓練などを実施する。
- ② 事業者間の連携体制の構築  
災害時の滞留場所や備蓄物資などが近隣の事業者間で融通しあえるような連携関係の構築に努める。
- ③ 自主防災組織との連携体制の構築  
自主防災組織と連携して避難所運営ができる関係の構築に努める。
- ④ 備蓄物資などの提供  
北区防災パートナー登録制度を検討し、避難所用物資の提供や支援要員の派遣など、可能な範囲での協力を努める。

## 第5節 避難行動要支援者の把握など

～避難行動要支援者一人ひとりと支援者がつながる～

### 【計画の目的】

災害時、高齢者・障がい者などの避難行動要支援者の安全確保を図ることを目的とする。

### 【達成目標】

北区は、北消防署、北区社会福祉協議会、介護保険事業者、社会福祉施設などと連携して、地域社会全体で避難行動要支援者情報を収集・共有した避難支援体制を確立する。

### 区役所の役割

#### ① 福祉避難所の確保

自主防災組織や福祉施設管理者の協力を得て、あらかじめ福祉避難所の指定を行う。

※ 福祉避難所では、自らの施設内の避難行動要支援者の安全を確保するとともに、区をはじめとする行政と連携し、施設外の避難行動要支援者を受け入れるよう努める。

#### ② 避難情報の伝達体制の確立

町会、自主防災組織、民生委員、福祉関係機関、警察署、消防署などの協力を得て避難行動要支援者及び支援者に対して、迅速・確実に避難情報などを伝達し、避難誘導する体制整備を図る。

#### ③ 避難行動要支援者名簿の作成

災害時における安否確認や避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を作成する。

## 区民の役割

### ① 避難行動要支援者の把握

自主防災組織において避難行動要支援者を把握し、個々の支援活動方法を確認する。

### ② 支援体制の確立

避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成する。

自らの安全確保に十分留意したうえで、避難行動要支援者の安全確保や避難誘導及び安否確認できる体制を確立する。

避難行動要支援者の見守り体制を整備する。

## 避難行動要支援者・家族の役割

### ① 情報収集方法と避難先の確認

自ら災害情報の収集に努めるとともに、避難行動手順・避難先を確認する。

### ② 支援者の確保

近隣住民との交流を行うよう努め、日ごろの地域コミュニティ活動の中で「自分ではできないこと」について近隣住民に支援を依頼するよう努める。

### ③ 防災訓練などへの積極的参加

自主防災組織による避難訓練、避難所開設・運営訓練などに積極的に参加するよう努める。

## 事業者の役割

### ① 避難行動要支援者の安全確保

事業を通じて関わりのある避難行動要支援者の災害時の安全確保方法などについてあらかじめ確認しておく。

## 第6節 災害ボランティアの体制整備

～小さな支援が集まれば大きな助けにつながります～

### 【計画の目的】

ボランティア活動を行う意思のある個人や団体との連携を図り、災害が生じた場合において、各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できることを目的とする。

### 【達成目標】

ボランティア活動が円滑に行われるよう、北区社会福祉協議会などと連携した体制を確立する。

特に、災害時においても避難行動要支援者の支援が継続的にできるよう、北区社会福祉協議会などと連携した体制を確立する。

### 区役所の役割

#### ① 災害ボランティアの受入れ体制の整備

北区社会福祉協議会などと連携し、迅速にボランティアセンターを立ち上げ、受け入れを開始できる体制を確立する。

#### ② 災害ボランティアセンターの運営支援

北区社会福祉協議会などと情報共有し、災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

#### ③ 災害ボランティア活動に対する住民への意識啓発

学習会などを通じてボランティア意識の高揚を図る。

## 社会福祉協議会の役割

- ① 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の確立  
災害ボランティアの受け付け登録及び災害ボランティアニーズの把握とコーディネートを実施するために、被災状況に応じた災害ボランティアの派遣を行う災害ボランティアセンターを設置し、運営する体制を確立する。
- ② 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施  
区役所とともに災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に行い、設置手順や受入れ体制の確認を行う。

## 区民の役割

- ① 災害ボランティア活動への参加
- ② 避難行動要支援者の見守り体制の整備

## 事業者の役割

- ① 災害ボランティア活動の奨励  
事業継続に支障をきたさない範囲での災害ボランティア活動としての役割の奨励。
- ② 災害ボランティア活動への協力  
事前に北区防災パートナー登録制度などを活用し協力内容を区役所に報告する。

## 第7節 帰宅困難者の避難対策

～「とどまる」ことで正確な情報がつかめます～

### 【計画の目的】

東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナルに集中し、大きな混乱が発生するとともに、車道はタクシーやマイカーで渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況であった。

区役所、区民、事業者が取り組むべきことを定め、一斉帰宅の抑制やターミナルにおける混乱を防止するための体制を確立する。

### 【達成目標】

帰宅困難者の受入施設の確保と、受入体制の構築、ターミナルに避難者が集中しない避難計画に基づいた訓練を実施する。

### 区役所の役割

#### ① 啓発活動

帰宅困難者が生じたことによる混乱、事故などを防止するために、出前講座などにより一斉帰宅の抑制などについて啓発活動を行う。

#### ② 関係機関との連絡体制の構築と情報提供

JRなどの交通事業者や事業者による協議会などと情報共有ができる体制を構築する。

一斉帰宅の抑制ために、帰宅困難者に対する情報提供などを行う。

#### ③ 自主防災組織と事業者の連携体制の構築支援

自主防災組織と事業者による協議会などとの連携体制の構築を支援する。

## 区民の役割

- ① 家族で帰宅困難になった時の対応の確認  
勤め先、通学先、買物先などで帰宅困難になった時、むやみに移動しないことを確認し、安否確認方法などを家族で確認しておく。
- ② 近隣事業者などとの協力による帰宅困難者対策体制の構築  
自主防災組織と事業者などで、帰宅困難者対策を確認しておく。

## 事業者の役割

- ① 従業員や施設利用者の一斉帰宅の抑制  
従業員や施設利用者の一斉帰宅抑制の周知徹底。
- ② 従業員や施設利用者の保護体制の確立  
従業員や施設利用者が帰宅できる条件が整うまでの保護体制を構築し、食料などの備蓄に努める。
- ③ 帰宅困難者（屋外滞留者など）の受け入れの協力  
帰宅困難者（屋外滞留者など）の受け入れに関して、あらかじめ確認しておく。
- ④ 徒歩帰宅の準備  
徒歩帰宅に備えて、帰宅ルートの確認と必要物資（地図、スニーカーなど）を用意しておく。
- ⑤ 事業者間による協力体制の構築  
事業者間で協力体制を構築し、共同訓練などの実施に努める。
- ⑥ 従業員などの帰宅困難者対策  
従業員などに対して、ターミナルに集まらないよう周知するとともに、一時避難できる公園や協力事業所（一時滞留スペース）などを確認しておく。
- ⑦ 防災活動への協力・参加  
北区防災パートナー登録制度を検討し、帰宅困難者の案内誘導要員や通訳の派遣など、可能な範囲での協力を努める。

## 第8節 津波等発生時の避難対策

～津波てんでんこ（自分が逃げることは、他の多くの人を救うことになる）～

### 【計画の目的】

東日本大震災を教訓として、すぐに避難できる津波避難ビル等への避難体制を確立することを目的とする。

### 【達成目標】

十分な人数分の津波避難ビルを確保し、区民などへ広く周知する。  
浸水想定に応じ、避難計画に基づく避難訓練を実施する。

### 区役所の役割

#### ① 区民への啓発活動

出前講座（研修など）、広報紙の発行、浸水想定図などを通じて、北区における津波等の特性やその対策について周知する。

淀川左岸水防事務組合などと連携し、水防団の活動の紹介や新たな担い手の発掘に取り組む。

#### ② 津波避難ビルの募集と確保

さまざまな手段を用いて、津波避難ビルを募集・確保する。

#### ③ 関係機関との情報共有体制の構築

淀川左岸水防事務組合などの関係機関と情報共有ができる体制を構築する。

### 区民の役割

#### ① 津波等を想定した防災講座や避難訓練を実施

区役所の出前講座などを通じて、津波に関する知識を習得する。家族会議を開き、役割分担、避難経路、避難先、安否確認の方法などを確認しておく。



非常持ち出し品を確保しておく。  
自主防災組織などが行う津波避難訓練に参加する。

#### ② 津波避難ビルの登録にむけた協力

周辺の事業所に対して地域の特性や弱点などを情報提供し、事業所などの協力も得ながら、水害時の避難場所を確保するよう努める。(地域に関心を持ってもらい連携することが重要です。)

#### ③ 津波避難ビルとの協定の締結

ビルなどの施設管理者と自主防災組織とで津波避難ビル協定の締結に努める。

#### ④ 近隣の避難先と避難方法の確認

地形などを把握し浸水区域外への水平避難経路を確認しておく。近隣の津波避難ビルを確認しておく。自力で避難できない人は、避難方法を考える。(家族や近所の支援)

#### ⑤ 日ごろからの備え

水害に備えて日ごろから自ら所有し又は管理する施設の側溝などの排水施設の掃除・点検をしておく。

## 事業者の役割

#### ① 津波災害時の避難行動などの計画策定

災害時に迅速な避難ができるよう行動計画を策定しておく。

#### ② 津波避難訓練などの実施

従業員などの避難が円滑かつ迅速に行われるよう、避難経路や避難場所を決め、定期的な避難訓練を実施する。  
やむを得ず避難してきた地域住民などの避難者の受け入れ対応をあらかじめ定めておく。

#### ③ 事務所内の安全対策

机やロッカーなどの転倒防止対策を講じる。備蓄物資の確保(水、食料、毛布など)を行う。  
従業員などへの防災教育を行う。重要書類などの保管場所を確認しておき、浸水被害を受けないよう上階に移動する。

④ 津波避難ビルに登録するなどの地域への貢献

津波避難ビル登録を検討するとともに、避難者の受け入れ体制（立ち入り管理、食料、トイレなどの備蓄）の整備を行う。

⑤ 地下空間を有する事業所・施設の浸水対策

浸水想定を把握するとともに、地下出入口への止水板の設置などを検討し、避難体制や避難誘導に関する避難計画を検討し訓練を実施するよう努める。

また、地下空間で接続する事業者間で協力体制を構築し、共同訓練などの実施に努める。

⑥ 備蓄物資の提供など

北区防災パートナー登録制度を検討し、津波避難ビル備蓄物資の提供など、可能な範囲での協力を努める。

「てんでんこ」は、「各自」「それぞれ」などを意味する東北地方の方言「てんでん」のうしろに「こ」が付いた言葉。共通語に置き換えると「津波は各自」になります。

～「津波が来たら、取る物も取りあえず、肉親にも構わずに、各自てんでんばらばらに一人で高台へと逃げろ」～

「自分の命は自分で守る」という自助の強調と「逃げることは他者避難を促進する」という共助の意味が込められています。また、生存者の自責感の軽減にもなったといわれています。

津波  
てんでんこ